

第三十四号

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十二年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二中「、第五条の二を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、再任用職員に単身赴任手当が支給されることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。